



平成 19 年 8 月 1 日発行

第37号

**最近の動向**

「『介護給付適正化計画』の指針が示されました」

**お知らせ**

「地域密着型サービスの自己評価及び外部評価の実施方針を定めました」  
「指定更新申請書の提出はお早めをお願いします」  
「特定事業所集中減算の届出について」  
「シンポジウム『認知症になっても今を生き生きと暮らせるために』を開催します」

## 「介護給付適正化計画」の指針が示されました

最近の動向

さる、6月29日に、介護給付適正化担当者会議が開催され、今年度末までに各都道府県が策定する「介護給付適正化計画」に関する指針が厚生労働省から示されました。

介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なサービスを、事業者がルールに従って適切に提供することにより介護給付の適正化を図ることは、介護保険制度の信頼性を高めるとともに持続可能な介護保険制度の構築に資するものとしてしています。

指針の主な内容は次のとおりです。

「介護給付適正化計画」のねらいは、都道府県と保険者が一体となって介護給付適正化の戦略的な取組を促進すること。

「介護給付適正化計画」の内容は、都道府県における介護給付適正化の実情と問題点、各保険者の適正化事業の取組例、問題点を解決するための今後の取組等の記述を求めています。

また、国が期待する実施目標及び事業内容として、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化など重要な事業については、平成20年度以降の3年間を強化期間とし平成22年度にはすべての保険者で実施していることを掲げています。

以上のことを参考に、東京都では、「介護給付適正化プログラム策定委員会」における保険者の意見を踏まえ、「東京都介護給付適正化プログラム」を策定します。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03 - 5320 - 4595

お知らせ

## 地域密着型サービスの自己評価及び外部評価の実施方針を定めました

(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護については、指定基準において、自己評価及び外部評価を年1回実施することが義務付けられています。このたび、東京都における実施方針として、以下の内容等を定めました。

東京都の福祉サービス第三者評価システムを活用すること。

前回の外部評価の公表日から1年以内に、自己評価及び外部評価を実施し、公表すること。

自己評価及び第三者評価の評価結果の公表は、次のとおりとすること。

- ・インターネットにおける公開(「とうきょう福祉ナビゲーション」を利用)
- ・事業者が行う公表等(利用者等への提供、区市町村への提出、運営推進会議での説明など)
- ・事業所が存する区市町村が行う公表(窓口での掲示など)

都の実施方針、自己評価報告書の様式、Q & Aについては、東京都介護サービス情報で提供しています。また、地域密着型サービス以外についても、東京都は第三者評価を推進しています。第三者評価制度につきましては、とうきょう福祉ナビゲーションをご覧ください。

東京都介護サービス情報・書式ライブラリー > 06 地域密着型サービス関係

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/06\\_rojinfukusiho/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/06_rojinfukusiho/index.html))

とうきょう福祉ナビゲーション (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)

【問い合わせ先】 指導監査部指導調整課評価推進担当 03 - 5320 - 4035

高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 03 - 5320 - 4593

## 指定更新申請書の提出はお早めをお願いします

お知らせ

平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日に指定を受けた介護保険課所管の事業所・施設については、指定更新申請書を5月中旬に送付しています。更新申請予定で、まだ更新手続がお済みでない事業所・施設については、お手元の指定更新申請書に必要書類を添えて、**できるだけ早めに手続をしてください**。更新手続を行わない場合は、指定有効期間の満了をもって、指定の効力を失うこととなります。(介護報酬の請求ができなくなります。)

なお、指定更新申請書が届かない等、指定更新手続についてのお問い合わせは、下記ファックスまたはメールにてお願いします。施設支援課所管の施設については、別途送付予定です。

問い合わせ様式は、東京都介護サービス情報・書式ライブラリー > 05 事業者指定更新よりダウンロードできます。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/>)

問い合わせ専用 FAX 03 - 5388 - 1425 メールアドレス [ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp](mailto:ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp)

## 特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業者は、平成19年3月1日から平成19年8月末日までに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最高である法人の名称等について記載した特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人を位置付けた計画数の占める割合が90%を超えた場合はチェックシートを東京都に郵送してください(9月18日必着)。 3つのサービスがいずれも90%以下の場合には提出する必要はありません。

なお、「正当な理由」の判断基準における「判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所」とは、平成19年4月1日以降に新規指定を受けた事業所のことを指しますので、ご注意ください。

<郵送先> 163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係あて

平成12年老企第36号では都道府県知事への書類の提出は前期分については9月15日までとされていますが、3連休のため、東京都においては、18日必着とします。

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(18福保高介第537号)

「東京都介護サービス情報」(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/index.html>)

> 07 特定事業所集中減算

【問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593

## シンポジウム「認知症になっても今を生き生きと暮らせるために」を開催 します

お知らせ

東京都では、認知症に対する正しい理解の促進を目指し、今年度から「世界アルツハイマーデー」を記念して9月に認知症をテーマにしたシンポジウムを実施します。今年度は、認知症のご本人とご家族、そして、その生活を支えている方々をお招きして、当事者として感じていることとお話しいたきます。

また、地域の中で自分らしく暮らしたいという認知症の人と家族の思いや、その思いをかなえるためにどのような支援が必要なのかについて考えます。

開催日時:平成19年9月13日(木)13時30分～16時40分 開催場所:都庁第一本庁舎5階大会議場

内容:新井 平伊 氏(順天堂大学医学部教授)による基調講演及び認知症のご本人・ご家族とお二人の生活を支える方たちとのパネルディスカッション。

傍聴希望者は8月27日(月)までに、往復はがき FAX に、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・手話通訳希望(希望者のみ)を明記のうえ、下記申込先までお送りください。なお、応募多数(定員550人)の場合は抽選となります。申込先: 認知症シンポジウム事務局 【問い合わせ TEL03 - 3376 - 7840】

住所: 〒151-0071 渋谷区本町1-20-2 パルムハウス初台404/FAX03 - 3376 - 7984

【問い合わせ先】 在宅支援課認知症支援係 TEL03 - 5320 - 4276